

演習 3

要配慮者とは？

目的

- ・ 避難所生活における要配慮者の特性や配慮事項を理解する。
- ・ 要配慮者が避難所生活を継続できるかを判断し、誰に繋げるべきかを理解する。



- ・ 要配慮者はどんな人達？
- ・ どのような特性があるだろうか？

要配慮者とは？

避難が困難

「高齢者、障がい者、乳幼児その他の
特に配慮を要する者」

「災害対策基本法第8条第2項第15号より」

主な分類

- ① 高齢者
- ② 視覚障がい者
- ③ 聴覚障がい者
- ④ 肢体が不自由な方
- ⑤ 内部障がい者
- ⑥ 知的障がい者
- ⑦ 発達障がい者
- ⑧ 精神障がい者
- ⑨ 認知症の方
- ⑩ 乳幼児
- ⑪ 妊産婦
- ⑫ 外国人

<設問 1>

避難所での要配慮者に対してどのような配慮が必要か？

- ・避難所生活でどんな配慮が必要であるだろう？

要配慮者別に考えよう！



解説：特性に応じた配慮事項

① 高齢者

「福津市 避難所開設・運営マニュアル参照」

「福津市 福祉避難所開設・運営マニュアル参照」

- ・避難生活では、じっとしていることが多く、寝たきり状態となり健康状態が損なわれるため運動スペースを確保する。
- ・トイレに近い場所に避難スペースを設ける。
- ・おむつ交換の場所を別に設ける。

② 視覚障がい者

- ・仮設トイレを屋外に設置する場合は壁伝いで移動できるように配慮する。
- ・音声での情報伝達時に複数回繰り返すように配慮する。
- ・盲ろう通訳、介助員を派遣する。

③聴覚障がい者

「福津市 避難所開設・運営マニュアル参照」

「福津市 福祉避難所開設・運営マニュアル参照」

- ・伝達事項は紙やコミュニケーションボードに書いて知らせる。
- ・盲ろう通訳、介助員、手話通訳者、要約筆記者等を派遣する。
- ・電工掲示板や呼び出しランプ等による情報伝達を行う。

④肢体が不自由な方

- ・車イスやウォーカー（歩行器）等の通路を確保する。
- ・トイレのスペースを確保する。
- ・自力で衣服の脱着、食事、排せつ等が困難な場合がある。

⑤ 内部障がい者

「福津市 避難所開設・運営マニュアル参照」

「福津市 福祉避難所開設・運営マニュアル参照」

- ・ 医療機関等の協力により巡回診療を行う。
- ・ 人工呼吸器の電源確保、人工透析患者等に配慮する。
- ・ 特殊な医療資機材 オストメイト（人口肛門、 人口膀胱造設者）造設者のトイレに配慮する。
- ・ 清潔な治療スペースを設ける。

⑥ 知的障がい者

- ・ 環境変化に対応できず、落ち着きがなくなったりパニックを起こしたりする場合があるため気持ちを落ち着かせるように配慮する。
- ・ コミュニケーションボード、絵、図、文字を用いて情報を伝達する。

⑦発達障がい者

「福津市 避難所開設・運営マニュアル参照」

「福津市 福祉避難所開設・運営マニュアル参照」

- ・ 変化に対する不安や抵抗、こだわりが強く避難所生活になじめないことがあるためプライバシーを保てるスペースを確保する。

⑧精神障がい者

- ・ 精神的な動揺が激しくなる場合や、孤立することがないように知人や仲間と一緒に生活できるように配慮する。
- ・ 継続的な服薬や医療的なケアに配慮する。

⑨認知症の方

「福津市 避難所開設・運営マニュアル参照」

「福津市 福祉避難所開設・運営マニュアル参照」

- ・ 自分で判断し行動することや、自分の状況を説明することが困難なことが多いため精神的な安定を図るように配慮する。
- ・ 単独での避難生活が難しく、徘徊して思わぬ場所で無用のけが等をするおそれがある。

⑩乳幼児

- ・ ベビーベッドを用意する。
- ・ 退行現象、夜泣き、吃音、不眠、チックの症状に留意し、精神的に安定できるように配慮する。
- ・ 免疫力が弱く体力もないため、風邪などの感染症に留意する。
- ・ ミルク用の湯、哺乳瓶の清潔、沐浴の手だての確保。

⑪妊産婦

- ・ 胎児の成長に影響を及ぼすため、栄養バランス、適度な運動や体重管理 などの配慮と健康管理に留意する。
- ・ 安息に休息できるスペースや搾乳、授乳できるスペースを設ける。

⑫外国人

- ・ 必要に応じて、通訳ボランティア等を派遣する。
- ・ 掲示物の工夫（多言語表示シート、ひらがなの書き添え）、翻訳機、パソコンの翻訳ソフト等の活用など、情報伝達に配慮する。

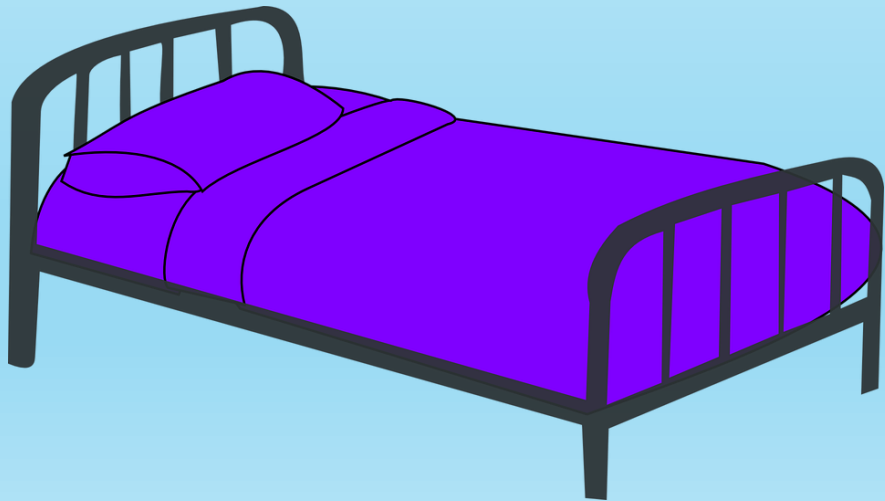
- ① 高齢者
- ② 視覚障がい者
- ③ 聴覚障がい者
- ④ 肢体が不自由な方
- ⑤ 内部障がい者
- ⑥ 知的障がい者
- ⑦ 発達障がい者
- ⑧ 精神障がい者
- ⑨ 認知症の方
- ⑩ 乳幼児
- ⑪ 妊産婦
- ⑫ 外国人

避難所に来る人たちは皆、決して健康体ではない

避難所に来た際は速やかにリストを作成

避難所の滞在場所、物資、長期化滞在

「要配慮者の避難所生活の**継続**を考える」



急な体調不良

ケガ

持病の薬がない

要配慮者

避難所継続？

福祉施設？

病院？

程度を見極める

「避難所等での集団生活が困難で常時専門的なケアが必要なレベル」 → 「ステージⅠ」

「他の被災者と区別して専門的な対応をする必要があるレベル」 → 「ステージⅡ」

「定期的な見守りや支援あれば、避難所や在宅生活が可能なレベル」 → 「ステージⅢ」

<設問 2>

「要配慮者の避難所生活の継続」



- ①カードに記載されている要配慮者の情報をもとにステージⅠ～Ⅲに振り分けてみましょう。
- ②ステージⅠ～Ⅲに振り分けた要配慮者の繋ぎ先（ニーズ）を考えましょう。

ステージⅠ、**ステージⅡ**、**ステージⅢ**、に分けてみましょう。

- ① : 見守りレベルの介護が必要で家族の支援が確保できれば生活できる者。
- ② : 在宅酸素、インシュリン注射などが必要な者。
- ③ : 骨関節系疾患があり、椅子の配置や運動の促しの支援が必要な者。

- ④ : 医療ケアの必要はないが重度の障がいがあり、寝たきり の状態で常に介護がいる者。
- ⑤ : 乳幼児、妊産婦など感染症の防御が特に必要な者。
- ⑥ : 人工呼吸器を装着している者。

ステージⅢ

- ①：見守りレベルの介護が必要で家族の支援が確保できれば生活できる者。

ステージⅡ

- ②：在宅酸素、インシュリン注射などが必要な者。

ステージⅢ

- ③：骨関節系疾患があり、椅子の配置や運動の促しの支援が必要な者。

ステージⅠ

- ④：医療ケアの必要はないが重度の障がいがあり、寝たきりの状態で常に介護がいる者。

ステージⅡ

- ⑤：乳幼児、妊産婦など感染症の防御が特に必要な者。

ステージⅠ

- ⑥：人工呼吸器を装着している者。

<設問 2>

「要配慮者の避難所生活の継続の判断」



- ①カードに記載されている要配慮者の情報をもとにステージⅠ～Ⅲに振り分けてみましょう。
- ②ステージⅠ～Ⅲに振り分けた要配慮者の繋ぎ先（ニーズ）を考えましょう。

それぞれをどこに繋ぐのかを
考えましょう。



医療的ニーズ

(治療が必要)



病院

福祉的ニーズ

(全介助が必要)



福祉避難所
福祉施設

保健的ニーズ

(一部介助が必要)



避難所の個室
(隔離できる部屋)

医療的ニーズ、**福祉的ニーズ**、**保健的ニーズ**、に分けてみましょう。

- ①：見守りレベルの介護が必要で家族の支援が確保できれば生活できる者。
- ②：在宅酸素、インシュリン注射などが必要な者。
- ③：骨関節系疾患があり、椅子の配置や運動の促しの支援が必要な者。
- ④：医療ケアの必要はないが重度の障がいがあり、寝たきりの状態で常に介護がいる者。
- ⑤：乳幼児、妊産婦など感染症の防御が特に必要な者。
- ⑥：人工呼吸器を装着している者。

①：見守りレベルの介護が必要で家族の支援のが確保できれば生活できる者。

→避難所生活、在宅生活が可能なステージⅢであり、福祉的なニーズが必要な者。

②：在宅酸素、インシュリン注射などが必要な者。

→他の被災者と区別し、専門的な対応が必要なステージⅡであり、医療的なニーズが必要な者。

③：骨関節系疾患があり、椅子の配置や運動の促しの支援が必要な者。

→避難所生活、在宅生活が可能なステージⅢであり、保健的なニーズが必要な者。

④：医療ケアの必要はないが重度の障がいがあり、寝たきりの状態で常に介護がいる者。

→集団生活が困難で専門的なケアが必要なステージⅠで、**福祉的なニーズ**が必要な者。

⑤：乳幼児、妊産婦など感染症の防御が特に必要な者。

→他の被災者と区別し、専門的な対応が必要なステージⅡであり、**医療的なニーズ**が必要な者

⑥：人工呼吸器を装着している者。

→集団生活が困難で専門的なケアが必要なステージⅠで、**医療的なニーズ**が必要な者。

それぞれをどこに繋ぐのかを
考えましょう。

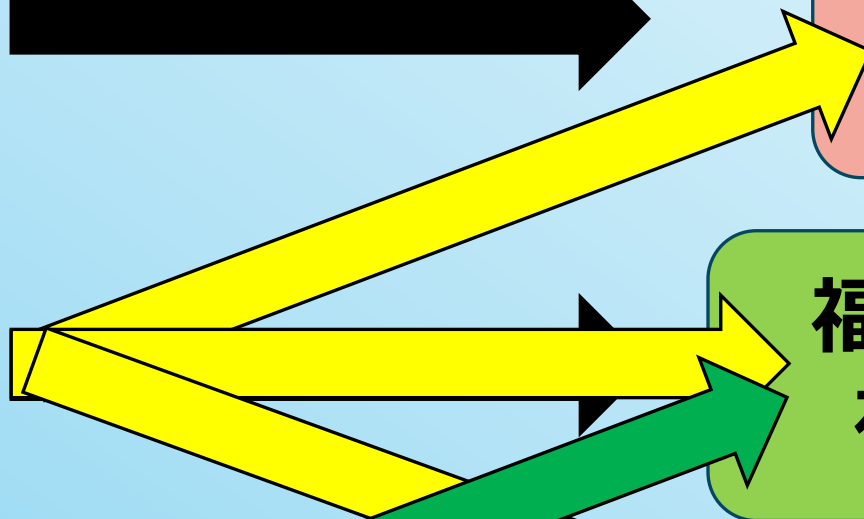


ステージⅠ



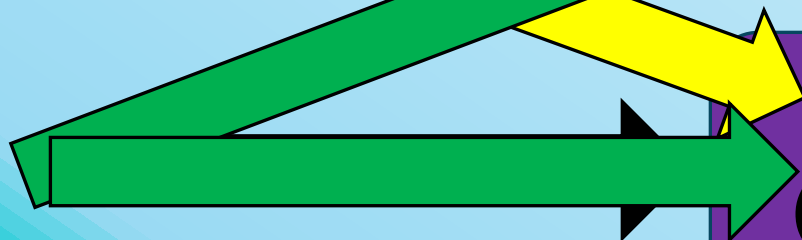
病院

ステージⅡ



福祉避難所
福祉施設

ステージⅢ



避難所の個室
(隔離できる部屋)

それぞれをどのような 方法で繋ぐのか



病院



救急車
介護タクシー

福祉避難所



介護タクシー
施設の車

避難所の個室
(隔離できる部屋)



医療関係者と協力

🌸 まとめ 🌸

<設問 1>

要配慮者とはどのような人なのか？

- ① 高齢者
- ② 視覚障がい者
- ③ 聴覚障がい者
- ④ 肢体が不自由な方
- ⑤ 内部障がい者
- ⑥ 知的障がい者
- ⑦ 発達障がい者
- ⑧ 精神障がい者
- ⑨ 認知症の方
- ⑩ 乳幼児
- ⑪ 妊産婦
- ⑫ 外国人

「高齢者、障がい者、乳幼児その他の
特に配慮を要する者」

「災害対策基本法第8条第2項第15号より」

<設問 2>

🌸 まとめ 🌸

「要配慮者の避難所生活の継続の判断」

分類

ステージⅠ

避難所等での
集団生活が困難
で常時専門的な
ケアが必要なレ
ベル

対象者

医療依存度が高く
医療機関への保護
が必要な避難者

福祉施設での介護
が常時必要な避難
者

対象者の具体例

人工呼吸器を装着し
て
等
療行
者

病院

医療ケアが必要な

福祉避難所

時必要な自

🌸 まとめ 🌸

分類

対象者

対象者の具体例

ステージⅡ 他
の被災者と区別
して専門的な対
応をする必要が
あるレベル

福祉的なニーズが
高く介護援助等の
継続が必要な者

福祉避難所

介護同邸

避難所の個室
(隔離できる部屋)

医療的なニーズが
高く医療やケアが
必要な者

医療的なケア（在宅酸素、
人工呼吸器、点滴、注射
など）が必要な者

病院

乳幼児、高齢者、
基礎疾患のある者
の防御が特に 必要な者

🌸 まとめ 🌸

分類

対象者

対象者の具体例

ステージⅢ 定期的な専門家の見守りや支援があれば、避難所や在宅生活が可能なレベル

医療的なニーズ

慢性的な疾患があるが、内服薬の確保ができれば生活が可能な者

福祉的なニーズ

見守りレベルの介護が必要で、ヘルパーや家族等の支援の確保ができれば、避難所や在宅生活が可能な者

保健的なニーズ

骨関節系疾患や立ち座りに支障がある高齢者等、生活不活発病予防のために、椅子の配置や運動の促しなどの支援が必要なレベル

これにて演習 3

要配慮者とは？

終了します。

ご清聴ありがとうございました。